北九州市議会情報セキュリティ基本方針

制定日：令和８年３月２４日

施行日：令和８年４月１日

北九州市議会

改訂履歴

施行年月日	版番号	改訂理由・内容
令和８年４月１日	第1.0版	初版発行 （令和８年３月２４日決裁、４月１日公表）

北九州市議会情報セキュリティ基本方針

1　基本的な考え方

北九州市議会情報セキュリティ基本方針(以下「本基本方針」という。)は、北九州市議会（以下「本議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、 本議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2　定義

（1）情報資産

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録的媒体

②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

（2）ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（3）情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（4）情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう

（5）情報セキュリティポリシー

本基本方針及び本基本方針に基づき具体的な遵守事項、判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準をいう。

（6）機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（7）完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

（8）可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（9）インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

3　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（1）不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、 内部不正等

（2）情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（3）地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（4）大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（5）電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4　適用範囲

本基本方針が適用される機関は、本議会とする。ここにいう「本議会」に市議会事務局は含まない。

5　議員の遵守義務

議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

6　情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報　セキュリティ対策を講じる。

（1）組織体制

本議会の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進するための組織体制を確立する。

（2）情報資産の分類と管理

本議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

（3）物理的セキュリティ

ｉＰａｄ等のハードウェアの管理について、 物理的な対策を講じる。

（4）人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な

教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

（５）技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、不正通信の監視、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

（６）運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等には迅速かつ適正に対応する

（７）クラウドサービスの利用

クラウドサービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

（８）評価・見直し

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施し、運用改善を行い、情報セキュリティの向上を図る。情報セキュリティポリシーの見直しが必要な場合は、適宜情報セキュリティポリシーの見直しを行う。

７　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討したうえで、情報セキュリティポリシーを見直す。

９　情報セキュリティ対策基準の策定

上記６、７及び８に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

１０ 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定する。